長崎地方裁判所民事部合議係　　御中

朋友―島原中国人縫製実習生損害賠償等事件の公正な判決を求めます

外国人研修・技能実習制度は、研修生・技能実習生への技術・技能移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的にしたもので、日本の国際協力・国際貢献を建前とする制度です。しかし、制度を悪用して外国人研修生・実習生を低賃金や長時間労働で働かせ、逃亡防止のためパスポートや通帳・印鑑を取り上げるなどの事例が後を絶ちません。この制度は、「国際貢献」という美名を掲げながら国際非難を受けるほどの違法労働・人権侵害が横行している制度であり、深刻な社会問題をともなっています。

外国人研修生・実習生の多くは母国で年収の数倍もの保証金等を借金して支払って来日しているため、途中で帰されることになれば家族共々路頭に迷うことになります。「強制帰国」という言葉におびえ、受入企業等へ労働条件の改善を求めることも救済の声を上げることもできずにいます。

島原の５名の中国人実習生も同じようにパスポートや通帳・印鑑を強制的に管理され、３ヶ月間休日なし、月１８０時間を超える残業など長時間労働に従事させられていました。さらに最低賃金を大幅に下回る残業代時給３００～４００円で働かされていました。この裁判は、最低賃金額を基準とした未払賃金と残業手当の支払い及び人権侵害・不法行為に対する損害賠償を受入企業、協同組合、仲介ブローカー、JITCOに求めたものです。また、この裁判は提訴した中国人実習生への未払い賃金や損害賠償の支払等の救済にとどまらず、制度を悪用した違法労働・人権侵害をなくし、制度改善につながる裁判です。

裁判所におかれては、島原の中国人実習生５名の被害救済だけでなく、いまだ被害を訴えることができない外国人研修・実習生を救済するため、制度的に生じている悲惨な現実問題を是非とも十分に認識していただき、早急な権利救済を図っていただきたいと願っています。公正な判決を切に求めます。

2012 年　　月

氏　　名	住　　所

朋友―中国人研修・実習生を守る会
〒８５０－００３１　長崎市桜町５－７宮崎ビル３F　長崎県労連内　TEL095-828-6176